

平成23年(ワ)第1753号 和解金等請求事件

原告 A

被告 有限会社甲

上 申 書

平成24年6月7日

札幌地方裁判所 民事5部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士	前	田	尚	一	㊟
同	高	田	知	憲	㊟
同訴訟復代理人弁護士	近	藤		岳	㊟

原告訴訟代理人が、裁判所の実事上の求釈明に応じ釈明した内容につき、原告訴訟代理人が釈明のために説明するも、裁判所において理解できないとのことであったので、原告訴訟代理人は、裁判所において説明を理解できず、原告の主張、立証が不足であるということであれば、その部分が棄却されるのはやむを得ないと述べたところ、裁判所が、敢えて、同事実上の陳述を自ら要約したうえ、これを調書に記載するよう書記官に指示したことは、少なくとも当訴訟代理人らの実務感覚には沿わないものであるが、そうであっても、記載の要否判断は裁判所の専権に属することであろうから、記載が形式的に過不足ない限り、担当裁判官の判断に委ねざるを得ないことである。

しかし、一方で、被告訴訟代理人が、平成24年5月24日付け準備書面の3(2)の記載は事情にすぎないと明確に述べた点は、それぞれの理解レベルの問題ではなく、主張かどうかを区別することであって、まさしく調書に記載すべきことと考えられるので、不足なくこれを調書に記載されるよう、適切に指示されたるよう、敢えて上申する。

以上